

死後事務委任契約 新サービス説明会
2021年1月14日



代表理事 山口 千恵

そーしゃる・おふいすの事業概要

- 法人後見（法定後見・任意後見）
- 見守り事業
- 死後事務委任契約事業
- ゆうりんケアプランセンター
- 福岡県指定 住宅確保要配慮者居住支援事業
- 生活困窮者就労訓練事業



身寄りのない人の死後事務はどうなるか？

何も備え(死後事務委任・遺言書)をしない場合…

○墓地埋葬法によって自治体が対応することに

死亡届出人は？

戸籍法87条 [届出義務者]

1. 同居の親族
2. その他の同居者
3. 家主、地主又は家屋もしくはは土地の管理人

まず、身寄りのない方が病院や介護施設で亡くなった場合、病院長や施設長が上記3に該当し、死亡届の届出人となることができる



身寄りのない人の残余財産はどうなるの？ 何も備え(死後事務委任・遺言書)をしない場合…

法定相続人がいない、相続人が不明…

利害関係人または検察官の申立てによって、家庭裁判所が相続財産管理人を選任

(申し立て費用がかかる)

(相続財産管理人への報酬は数十万～)

相続財産管理人は法定の手続きに沿って、債権者に弁済を行う
債権者への清算が終わったあと、財産が残っていれば、再度相続人を検索するが相続人が本当にいない、ということが確定し、特別縁故者からの申立てもなければ、最終的に相続財産は国庫に帰属

身寄りのない人、あるいはあっても
絶縁状態で支援を期待できないとき

元気なうちに何も備えをしない場合

周囲に迷惑をかけることに…

でも死後事務委任や遺言書を依頼するとどれくらい費用がかかるの？



死後事務委任契約

- ・ 契約時手数料 50,000円
- ・ 公証役場への支払い 約12,000円
- ・ 死後事務に係る預託金(葬儀費用・火葬費用・納骨永代供養料・家財整理費用等及び死後事務手数料)
800,000円～1,300,000円
- ・ 公正証書遺言を依頼する場合は上記に合わせさらに
数十万円(資産によって異なる)
遺言書を依頼する場合は、残余財産と相殺することも



死後事務委任契約 新プラン

死亡後の葬儀や納骨・家財整理や残余財産の処理をする人が
だれもいない

死後事務を専門職や専門機関へ依頼したいが料金が高いと
お考えのかた



死後事務委任契約 新プラン

終活セットプラン



終活セットプラン諸費用

○契約時手数料 35,000円

(死後事務委任契約公正証書作成・遺言書作成支援・交通費1回分含む)

交通費は2回目からは、1回の訪問につき1,000円いただきます

○月々の保険料(株式会社メモリードへ直接お支払いいただきます)

上記のほか、死後事務委任契約公正証書を作成する際に公証役場へのお支払いが約12,000円程度あります。

また、自筆遺言証書の法務局保管制度を利用しますので法務局へのお支払いが実費3,900円かかります。



終活セットプラン対象者

○契約締結能力のある方

(認知症や知的障がいのある方や後見人・保佐人・補助人がついている場合は利用できません)

○通常の死後事務に係る預託金等諸費用の支出が困難な方

○身寄りのない方あるいは親族に頼れない方

○生活保護ではない方

○末期がんの診断を受けていない方 その他(保険会社の要件)

○対象エリア

宮若市・小竹町・鞍手町・直方市・飯塚市・田川市・田川郡・嘉麻市・桂川町・遠賀郡・宗像市)

終活セットプラン 契約時に必要な書類

○基本情報(任意書式)住民票・戸籍謄本・印鑑証明書・写真付き身分証明書(運転免許証・マイナンバーカード・障害者手帳のいずれか一つ)不動産を所有している場合は土地・建物の登記事項証明書・評価額証明書(遺言書 財産目録作成のため)

○諸経費 約50,000円

○通帳(遺言書の際財産目録作成のため)

○ご本人の基本情報(書式は任意 病歴 入院歴 生活歴 介護情報等)



終活セットプランの流れ

- ① 対象となる方でご本人が終活セットプランを希望された場合
支援者(包括支援センター・ケアマネジャーなど…)
からそーしゃる・おふいすへ連絡
そーしゃる・おふいすとメモリードでご本人面談

(本プランは最低限の利用者負担で設定しております。専門職等支援者で本プランの対象者に該当するか否かある程度スクリーニングをお願いします)

- ② 保険会社の審査がOkだった場合は必要書類(基本情報(任意書式)・住民票・戸籍謄本・印鑑証明書・写真付き身分証明書・通帳・不動産がある場合は登記事項証明書と評価額証明書)と諸費用(約50,000円)を準備いただきます(審査が通らない場合もありますことをご了承下さい)

- ③ 保険会社とご本人とで契約

- ④ そーしゃる・おふいすとご本人とで死後事務委任契約

自筆遺言書→法務局保管制度利用(ご自身で作成いただきますが難しい場合はお手伝いします) 残余財産の受取人は個人でも団体でも可(不動産は住まいにお困りの方へ有効活用させていただくこともできます)

死後事務委任契約 執行

【契約者死亡時】

⑤ご遺体の引き取り（死亡届出人を病院へ依頼）

本プランに入院費は含まれていませんのであらかじめご準備ください

⑥葬儀社での打ち合わせ 直葬プラン(互助会に入っておられない場合はそーしゃる・おふいす指定の葬儀社となります)

⑦納骨(永代供養料等別途かからない場合はご指定のお寺・納骨堂へ納骨します。それ以外についてはそーしゃる・おふいす指定のお寺へ納骨させていただきます)

⑧銀行・年金事務所・市区町村窓口の手續

⑨東京法務局の死亡手続き

⑩家財処分の手配

⑪遺言執行人への相続財産の引継ぎ(財産目録作成)

⑫関係機関・関係者へ死後事務完了の報告書(葬儀・納骨時・家財整理前と後の写真付き)を郵送

終活セットプラン そのほか

○本プランは亡くなったあとのサービスです(生前の対応はできません)

死後事務委任契約と合わせてそーしゃる・おふいすの見守り契約をいただくと緊急時の対応がスムーズです。

見守り契約通常プラン:月額15,000円(月1回訪問 24時間体制 初回手数料なし
緊急時対応等1時間2,000円 交通費)

見守り契約低所得者用プラン:月額3,500円(3か月に1回訪問 24時間体制
初回手数料13,000円 緊急時対応等 1回5,000円 交通費)

※緊急時対応等なければ月額利用料と交通費のみです

見守り契約がない場合は、ご本人が亡くなったときに、どこからそーしゃる・おふいすへ連絡いただくのか、契約時に確認させていただきます。(包括支援センター? 民生委員? ケアマネジャー? 友人?)